

「TUNAGU 特派員」に関する実施要領

(趣旨)

第1 栃木県の中山間地域で活動する地域団体と連携し中山間地域の魅力や協働活動に関連する情報等を県内外に向け広く発信すること及び地域団体の活動の企画、運営に参画し、協働活動の更なる活性化を目的として委嘱する「TUNAGU特派員」（以下「特派員」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

(特派員の委嘱)

第2 特派員は、ボランティアとして栃木県内の地域団体と協働して中山間地域を盛り上げる意向があり、自身の専門性やスキルを活かして主体的に地域活動の企画や運営、情報発信などに関わりたい者から選定することとし、農村振興課長が委嘱する。

(特派員の人数)

第3 特派員の人数は10名程度とする。

(特派員の公募)

第4 特派員の応募は公募とし、交流サイト「TUNAGU」または応募用紙から応募するものとする。

2 応募要件は、次の条件を満たす者とする。

(1) TUNAGU会員である者（申請中を含む）

(2) 栃木県内の地域団体と協働して中山間地域を盛り上げる意向があり、自身の専門性やスキルを活かして主体的に地域活動の企画や運営、情報発信などに携わることができる者

3 応募に要する通信料等の費用は応募者の負担とする。

4 応募者は選定結果について異議の申立はできないものとする。

(特派員の任期)

第5 特派員の任期は、委嘱の日から当該年度の2月末日までとする。

(特派員の役割)

第6 特派員は地域団体と連携を図りながら、主に以下の活動を行うこととする。

(1) 情報発信

地域団体の活動取材し、「TUNAGU」のサイトや自身のSNS等で情報発信する。

(2) 活動のサポート

地域団体の活動やイベントの企画、運営をサポートする。

(3) その他

県が実施する農村振興施策に関する助言を行う。

(4) 実施状況の報告

任期終了後、当該年度末の3月15日までに実施状況報告書を農村振興課宛て提出する。

(報酬)

第7 特派員の活動は無報酬とする。

2 活動実績が認められた特派員については、報償品（インセンティブ）を付与する。

(留意事項)

第8 県は、特派員の活動に係る費用を負担しない。

(委嘱の取消)

第9 農村振興課長は、特派員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、委嘱を取り消すことができる。

(1) 第6の役割を果たしていないことが判明した場合

(2) 県民に不利益を与える行為、公序良俗に反する行為、その他特派員として不相当と認められる事由が判明した場合

(3) その他農村振興課長が不相当と認める場合

2 前項により特派員と第三者との間で生じたトラブル等については、県は一切の責任を負わない。

3 特派員は委嘱取り消しについて異議の申立はできないものとする。

(個人情報)

第10 特派員の個人情報は、本事業の実施に必要な範囲でのみ使用するものであり、その他の目的では一切使用しないものとする。

(その他)

第11 この要領に定めのない事項については、農村振興課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5(2023)年9月12日から適用する。